

SPECIAL THANKS —しらしんけんクラブ協賛—

(株) 茜建設	安道工業(株)	(医) 伊東Kクリニック
うちだ動物病院	(株) F&Tホールディングス	(有) 大村推進
おしだ電気工事	城島高原パーク・ホテル・ゴルフ	九州乳業(株)
グットライフ(株)	(株) コーナン	(有) 後藤企画
(有) ゴトーシステムサービス	(有) 酒見緑化園	(株) シンミョウ保険サービス
そらいろ保育園	Dark	(有) 滝川建設
(有) 田原建設	(有) テクノス	(株) 電通社
八面山 金色温泉	(株) ヒロテック	(有) ブループランニング
BRAVELY GYM	(有) メンバース瞳	(有) 柳井プラント
(株) 渡辺企画		

2018年7月10日現在



アカデミーからトップチーム、日本代表、そして世界へ

大分トリニータアカデミーサポート

しらしんけんクラブ

2018年度新規会員大募集!!



大分トリニータアカデミー(ユース、ジュニアユース、ジュニア、レディース、スクール)をサポートすることを目的に設立した、育成年代支援サポートクラブです。魅力あるアカデミー組織を構築し、アカデミーで育った選手が、将来トップチームや、日本代表として世界で戦える選手を輩出することを目標にしています。ご協力いただいた会費はクラブ運営費とは完全に切り離し、アカデミー活動の支援だけに使用させていただきます。

2018年度 しらしんけんクラブ 募集要項

支援活動内容

大分トリニータアカデミーのトレーニング環境の整備や、強化遠征の費用補助等をサポートしていきます。

会費

個人会員	1口 3,000円~
法人会員	1口 10,000円~
有効期間	有効期間:2019年3月31日まで 以降は毎年4月1日~翌年3月31日までの有効期間となります。

お申し込み方法

下記振込用紙に必要事項をご記入のうえ、ご入金ください。「おなまえ」欄には、払い込みされるご本人様のお名前をご記入ください。(郵便払込用紙が入会申込書となります)

※下記の郵便払込手続きの際は、払込手数料のご負担をお願いいたします。

会員特典

※特典画像はイメージです。



会員証発行

会員証の提示で特典を受けることができます。
・ホームゲームでのイベント参加権利
(ウォーミングアップツアー等)



アカデミー会報誌 発送(年2回)

ピンバッジ進呈



個人
1口: 会員証・会報誌・ピンバッジ

法人
1口: 会員証・会報誌・ピンバッジ(1個)・HPに社名掲載
3口: 会員証・会報誌・ピンバッジ(3個)・HPに社名掲載
5口: 会員証・会報誌・ピンバッジ(5個)・HPに社名掲載

お問い合わせ先

株式会社 大分フットボールクラブ フットボール事業本部
〒870-0126 大分市大字横尾1629番地 / 営業時間(平日) 9:00~18:00
TEL.097-554-2250 FAX.097-554-2280

これからも大分トリニータアカデミー出身のプロサッカー選手を輩出していきます!

2018シーズン 大分トリニータ在籍選手

 小手川 宏基 選手 2007年卒	 岸田 翔平 選手 2008年卒	 刀根 亮輔 選手 2009年卒	 後藤 優介 選手 2011年卒
 國分 伸太郎 選手 2012年卒	 姫野 宥弥 選手 2014年卒	 岩田 智輝 選手 2015年卒	

日本A代表で活躍中!!

西川 周作 選手

2004年卒
浦和レッズ



清武 弘嗣 選手

2007年卒
セレッソ大阪



梅崎 司 選手 2004年卒 湘南ベルマーレ	福元 洋平 選手 2005年卒 レノファ山口FC	梶原 公 選手 2005年卒 大分U-15コーチ	井上 裕大 選手 2007年卒 FC町田ゼルビア	石田 良輔 選手 2007年卒 2016年引退	東 慶悟 選手 2008年卒 FC東京	松原 健 選手 2010年卒 横浜F・マリノス
為田 大貴 選手 2011年卒 ジェフユナイテッド千葉	坂井 大将 選手 2014年卒 アルビレックス新潟	佐藤 昂洋 選手 2014年卒 ラインメール青森	吉平 翼 選手 2015年卒 フラウブリッツ秋田	江頭 一輝 選手 2015年卒 クルージャ盛岡	野上 拓哉 選手 2016年卒 ウェルスバ大分	

しらしんけんクラブ会員規定

第1条(名称)
この会の名称は、大分トリニータアカデミーサポート しらしんけんクラブ(以下クラブといいます)と称し、大分フットボールクラブ フットボール事業本部が運営を行います。

第2条(目的)
クラブは、大分トリニータ育成組織の活動を支援することを目的とします。

第3条(会員)
1. クラブの入会資格は問いません。
2. 本規定を承認の上入会申し込みをした方のうち、事務局が入会に相当と認めた方をクラブ会員(以下会員といいます)とします。

第4条(保護者)
中学生以下の方が入会の申し込みをする場合には、保護者の同意を得るものとします。

第5条(保護者の責務)
保護者は、中学生以下の会員に代わって本規定第6条、第7条に定める会費の納入義務を直接履行する責を負うものとします。

第6条(会費)
1. 会員は所定の会費を納めなければなりません。
2. 会員はクラブが定める方法により、会費を納めるものとします。
3. 納められた会費はクラブに帰属し、いかなる理由があっても返却できません。

第7条(入会期間)
会員の入会期間は、4月1日(または所定の会費を納めた日)から翌年3月31日までとします。

第8条(会員の権利)
会員はクラブの資産などについて何らの権利も請求権もありません。

第9条(退会)
会員が本規定に違反、またはクラブの名誉を傷つける行為をされた場合には、事務局はその会員を退会させることができるものとします。

第10条(届出事項の変更)
会員に届出事項の変更が生じた場合は、すみやかにEメールまたはハガキで事務局に連絡するものとします。

第11条(クラブの運営)
1. クラブは事務局が運営し執行するものとします。
2. 会員は事務局が運営し執行することの意思決定に関与することはできません。

第12条(規定の変更)
本規定の変更は事務局において変更手続きをなし、会員には別途連絡するものとします。

第13条(その他)
本規定に定めのない事項は、事務局において必要の都度、別に細則を定めるものとします。